

### Ⅲ 災害医療情報等の収集・伝達・提供

1	医療情報等の収集及び提供	.....	Ⅲ-2
(1)	広域災害・救急医療情報システム	.....	Ⅲ-2
	■ 災害時のEMIS登録項目	.....	Ⅲ-3
(2)	その他情報収集伝達・手段	.....	Ⅲ-3
(3)	医療情報等の提供	.....	Ⅲ-4

### Ⅲ 災害医療情報等の収集・伝達・提供

#### 1 医療情報等の収集及び提供

##### (1) 広域災害・救急医療情報システム

災害時には、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical information system 以下「EMIS」という。）を活用し、県内はもとより県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等、災害医療に関わる情報の収集、提供を行う。

##### ① 医療機関

EMISは、非常時の通信手段として有効なことから、専用端末やインターネット接続パソコンを非常発電装置の電源に接続しておくほか、災害用に指定されている有線電話をインターネット回線に活用する。

また、端末操作責任者及び副責任者をあらかじめ決めておき、災害時はもちろん平常時から定期的に情報を更新する。

##### a 被災地内の医療機関

医療機関として機能しているか、傷病者の受入状況、転送要請、医薬品の不足状況等の情報をEMIS若しくは電話・FAX等を利用して地区保健医療救護対策本部（保健所）に連絡する。（様式3-1, 3-2）

##### b 被災地外の医療機関

患者の受入情報、医療スタッフの提供情報をEMIS若しくは電話、FAXを利用して所管の地区保健医療救護対策本部（保健所）へ連絡する。（様式3-1, 3-2）

##### ② 地区保健医療救護対策本部（保健所）

管内の医療機関について、EMIS等により情報の収集に努める。EMISが機能しない場合や、システム端末機を設置していない医療機関等については、必要に応じて、電話、FAX若しくは直接出向いて情報収集に努める。（様式3-1, 3-2 参照）

また、収集した医療機関等に関する情報を、EMISに代行入力する。

その他、県総合防災情報システムを活用して被害状況の情報収集に努める。

##### ③ 被災地外の地区保健医療救護対策本部（保健所）

管内の医療機関にEMISを利用して患者の受入情報、医療スタッフの提供情報等を定期的に入力するよう依頼し、システム端末機未設置の医療機関へは電話、FAX等により情報を収集し、最新の情報の把握に努める。

##### ④ 県保健医療救護対策本部（医務課、衛生薬務課）

a 県保健医療救護対策本部（医務課）は、災害時における情報センターとして情報を管理し、医療機関の被害状況、医療機関の傷病者の受入状況、医療救護所の設置状況等医療救護に関する情報をEMIS等を利用して関係機関に提供

する。

b 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、県赤十字血液センター、県医薬品卸協同組合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部山梨県支部、県医療機器販売業協会及び生物学的製剤指定薬局等の被害状況等の情報を収集する。（様式4）

## ■災害時のEMIS登録項目

※一度の入力で終わらせることなく、定期的に情報を更新する。

### 【非被災医療機関】

#### ・緊急時入力

※被災を免れた場合であっても必ず登録する。

#### ・詳細入力（外来受付状況、外来受付時間、受入可能患者数等）

※その他欄に医療救護班派遣の可否（可であれば派遣可能チーム数）を入力する。

### 【被災医療機関】

#### ・緊急時入力

#### ・詳細入力（入力可能な項目から順次登録する。その他欄にはアクセス状況等、特記事項を入力する。）

## (2) その他情報収集伝達・手段

### ① 防災行政無線

国、県、市町村等の行政機関及び防災行政無線を設置している指定地方公共機関は、原則として防災行政無線を第1通信手段とし、状況に応じて、電話回線その他の通信手段を使用する。

### ② 電話回線

防災行政無線の配置されていない機関、団体等については、電話回線を使用する。この場合、優先回線の使用に留意する。

### ③ 衛星携帯電話

①②が途絶した場合でも通話が可能であるため、災害拠点病院等に設置された機器を積極的に利用していく。

### ④ インターネット

回線等と電源さえあれば通信手段としては、情報の収集・提供に極めて有効な手段であることから、積極的に利用していく。なお、電源を非常発電装置に接続する、回線を優先電話回線で利用するなど、平常時から非常時への対応に心がけておく必要がある。

### ⑤ その他

通信手段が途絶のときは、医療機関等に直接出向く等の方法により情報の収集・伝達にあたる。

### (3) 医療情報等の提供

#### ① 県保健医療救護対策本部（医務課等）

県保健医療救護対策本部（医務課）は、次のような情報を地区保健医療救護対策本部（保健所）、市町村災害対策本部等を通じ、又は直接住民や消防機関に提供するとともに、報道機関等に情報の広報を要請する。

- a 診療可能な医療機関の情報
  - (a) 名称、所在地、電話番号
  - (b) 診療科
  - (c) 診療日及び診療時間
  - (d) 診療機能（手術の可否、治療の可否、ライフライン、医薬品等の在庫等）
- b 医療救護所に関する情報
  - (a) 医療救護所の所在地、電話番号
  - (b) 特定の診療科の診療日等
- c 医療救護班、保健医療活動チームに関する情報
  - (a) 巡回医療救護班の活動地域、巡回診療場所、診療日時等
  - (b) 歯科医療救護班（巡回歯科診療車）の巡回診療場所、診療日時等
  - (c) 保健医療活動チームの活動数、活動地域、活動日時等
- d 被災患者等に関する情報
  - (a) 医療機関で受け入れた患者数等

#### ② 医療機関（災害拠点病院及び災害支援病院）

医療機関は、次の情報を関係機関に提供するとともに、照会に対して協力するものとする。

- a 医療機関で受け入れた被災患者の数、氏名等（住所、電話番号等個人情報に留意）
- b 患者の搬送先
- c 診療機能に関する情報（参集職員数、空床数、手術の可否、治療の可否、ライフライン、医薬品等の在庫等）
- d 医療救護活動の可否
- e 周辺の状況など